

千葉市公告第289号

開発行為に関する工事の完了

次の開発行為及び開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

平成31年4月12日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
中央区仁戸名町207番3、同番4、同番5の一部、同番6乃至同番38、
210番2乃至同番5、同番7乃至同番10、212番1の一部、213番1の一部
- 2 開発行為に関する工事の区域
中央区仁戸名町210番10（道路）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉市中央区弁天二丁目20番20号
株式会社拓匠開発 代表取締役 工藤 英之